



相談

精神保健福祉相談（専門医による無料相談）

問 小田原保健福祉事務所

足柄上センター
保健予防課

内線424
☎ (83) 5111

不眠、うつ、アルコール依存などのいろいろの不調に関する相談を、精神科医師と福祉職がお受けします。

日 3月19日（水）
10時～11時45分
場 地域サロンまつだ
(松田惣領1321)



補助金

松田町未来トッププランナー育成応援事業助成

問 教育課 ☎ (83) 7021

場 足柄上合同庁舎4階
小田原保健福祉事務所

他 事前予約制

日 3月11日（火）
13時30分から

場 足柄上センター

生で県規模の選考会などを経て、県以上の区域を代表して上位大会に出場する方の保護者。

【必要書類】

・松田町ファミリー・サポートセンター事業利用料金助成交付申請書
・松田町ファミリー・サポート

【助成金額】

・サポートを受けた子ども1人につき、月3500円までの利用料金の合計

文化、芸術やスポーツにおいて活躍する青少年の保護者に対し、費用の一部を助成します。

※キャンセル料は助成されません

問 福祉課 ☎ (83) 1226
保健師によるミニ相談会

を実施します。介護や健康のことで、気になることなど個別でご相談いただけます。

問 子育て健康課 ☎ (84) 5544

次の条件全てを満たす依頼会員または両方会員

- ・松田町に住所を登録している
- ・生後4カ月から小学校6年生までの子どもを養育している
- ・会員の世帯全員が、町民税などを滞納していない
- ・他の制度などにより、補助を受けていない

問 子育て健康課 ☎ (84) 5544
児童手当の手続きはお済みですか

令和6年10月より、児童手当制度が一部変更になりました（広報8月号掲載）。

変更後の制度の適用を受けるにあたり、一部の方は申請が必要となります。

制度変更に伴う申請の最終期限は、令和7年3月31日となっています。最終期限を過ぎた場合、令和6年10月分に遡っての手当の支給はできません（手当の支給は申請いただいた月の翌

ファミリー・サポート
松田の利用料金を助成します

一ト・センター事業利用料金助成交付請求書
・サポート活動報告書
(原本)

【申請期限】

利用した年度の3月31日まで。



月分からとなりますが、該当の方は、お早めにお手続きください。
詳細はこちら

スポーツイベント

問 教育課
☎ (83) 7021
FAX (83) 7025
E-mail : matsuda.taikyo@kazabiglobe.ne.jp

第39回松田町ゴルフ大会の開催時期を繰り下げします

例年4月に開催している松田町ゴルフ大会は、時期を繰り下げて実施することになりました。

開催時期については、決定次第お知らせします。